

○令和3年度予算案（エネルギー対策特別会計）

・歳入歳出予算案の概要（エネルギー需給勘定）

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	539,930	燃料安定供給対策費	236,857
石油証券及借入金収入	1,468,600	エネルギー需給構造高度化対策費	326,927
備蓄石油売払代	18,302	独立行政法人/国立研究開発法人運営費・出資	211,932
雑収入	27,657	事務取扱費	4,601
前年度剰余金受入	165,081	国債整理基金特別会計へ繰入・一般会計へ繰入	1,436,943
		予備費等	2,310
合 計	2,219,571	合 計	2,219,571

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しない。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入れの理由

（一般会計からの繰入金の額） . . . . . 539,930 百万円

（繰入れの理由）

燃料安定供給対策では、石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進を図るための事業、石油国家備蓄の維持・推進、石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化を図るための事業等を行い、エネルギー需給構造高度化対策では、省エネルギーの促進、新エネルギーの普及及びエネルギー起源二酸化炭素排出の抑制を図る事業等を行う。

これらの対策に要する費用の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」に基づき、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入れを行う。

・借入金等の額及び借入金等を必要とする理由

（借入金並びに公債及び証券発行の額） . . . . . 1,468,600 百万円

（理由）

国家備蓄石油購入資金及び国家石油備蓄基地建設並びに国家備蓄石油ガス購入資金及び石油ガス国家備蓄基地建設に要する費用の財源に充てるための借入金等の償還に充てるために必要な経費である。

・その他参考となるべき事項

（省庁別予算案額）

経済産業省分予算案額 . . . . . 2,059,337 百万円

環境省分予算案額 . . . . . 160,233 百万円

○令和3年度予算案（エネルギー対策特別会計）

・歳入歳出予算案の概要（電源開発促進勘定）

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一 般 会 計 よ り 受 入	307,328	電 源 立 地 対 策 費	165,973
		電 源 利 用 対 策 費	16,788
		原 子 力 安 全 規 制 対 策 費	26,857
雑 収 入	1,050	国 立 研 究 開 発 法 人 運 営 費 ・ 施 設 整 備 費	93,644
前 年 度 剰 余 金 受 入	21,431	事 務 取 扱 費	26,034
		予 備 費 等	510
合 計	329,810	合 計	329,810

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しない。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入れの理由

（一般会計からの繰入金の額） . . . . . 307,328 百万円

（繰入れの理由）

電源立地対策では、発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置等を行い、電源利用対策では、発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための事業等を行い、原子力安全規制対策では、原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための事業等を行う。

これらの対策に要する費用の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」等に基づき、一般会計からエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に従って繰入れを行う。

・その他参考となるべき事項

（省庁別予算案額）

内閣府分予算案額 . . . . .	12,088 百万円
文部科学省分予算案額 . . . . .	108,802 百万円
経済産業省分予算案額 . . . . .	167,921 百万円
環境省分予算案額 . . . . .	40,997 百万円

○令和3年度予算案（エネルギー対策特別会計）

・歳入歳出予算案の概要（原子力損害賠償支援勘定）

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
原子力損害賠償支援資金より受入	4,832	事務取扱費	0
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	11,499,700	国債整理基金特別会計へ繰入	11,504,696
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	0		
雑収入	1		
前年度剰余金受入	163		
合 計	11,504,697	合 計	11,504,697

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しない。

・借入金等の額及び借入金等を必要とする理由

（借入金並びに公債及び証券発行の額） . . . . . 11,499,700 百万円  
（理由）

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の規定により交付された国債の償還金の支出に要する費用の財源に充てるために必要な経費である。